

八幡浜医師会緊急災害時行動指針改正案(H26・7/9)

緊急災害時の活動原則

緊急災害時、各開業医は自院での医療救護活動を行うが、市町から医師会に医療救護班の派遣要請がある際は、可能な限りの協力を行う。一方、勤務医は所属する各医療機関の取り決めに従って活動する。医師会としての医療救護活動を円滑に行うために、災害発生時に各院は市町(八幡浜市・伊方町)並びに医師会に自院の被災状況や活動状況を報告する。

医療救護班の編成

医師会長は災害対策本部を医師会立双岩病院に立ち上げ本部長となる(会長が被災した場合は副会長が代行する)。本部長は市町から医療救護班の派遣要請を受けた際、派遣要請が出た地区責任者に連絡し、責任者は担当地区の被災状況から派遣医師の調節を行い本部長に報告する。

医療救護班としての協力

市町からの要請を受け、医療救護活動を行う場合、災害時の医療救護活動についての協定書に基づき活動を行うことになるが、医師会としての活動が困難な被災状況の際は、本部長より県医師会や近隣郡市医師会に医療救護応援要請を行う。

四国電力伊方原子力発電所事故発生時の対応

八幡浜市、並びに伊方町は伊方原子力発電所から 30 km 圏内 (UPZ : 緊急防護措置を準備する区域) にある。放射能漏れがなく避難の必要のない状況が確認されているならば、医師会の緊急災害時行動指針に沿って医療救護活動を行う。

一方、放射能漏れがある場合、医師会としてどのような活動が可能かについては原子力災害現地対策本部・愛媛県緊急被曝医療対策本部と情報を共有し協同的行動を取ることをとする